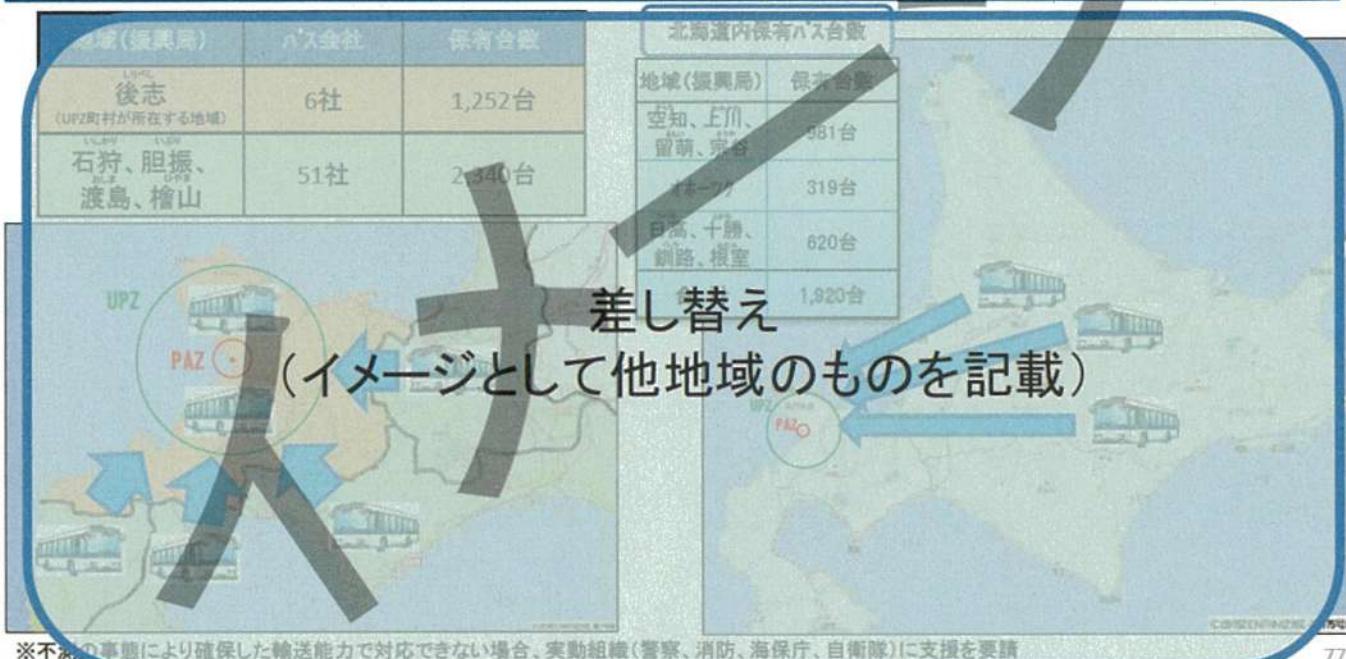


## UPZ内の一時移転に必要となる輸送能力の確保



(6-11)

- ▶ UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、茨城県がバス会社等から必要となる輸送手段を調達。
- ▶ 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

77

## しまち (市町)におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

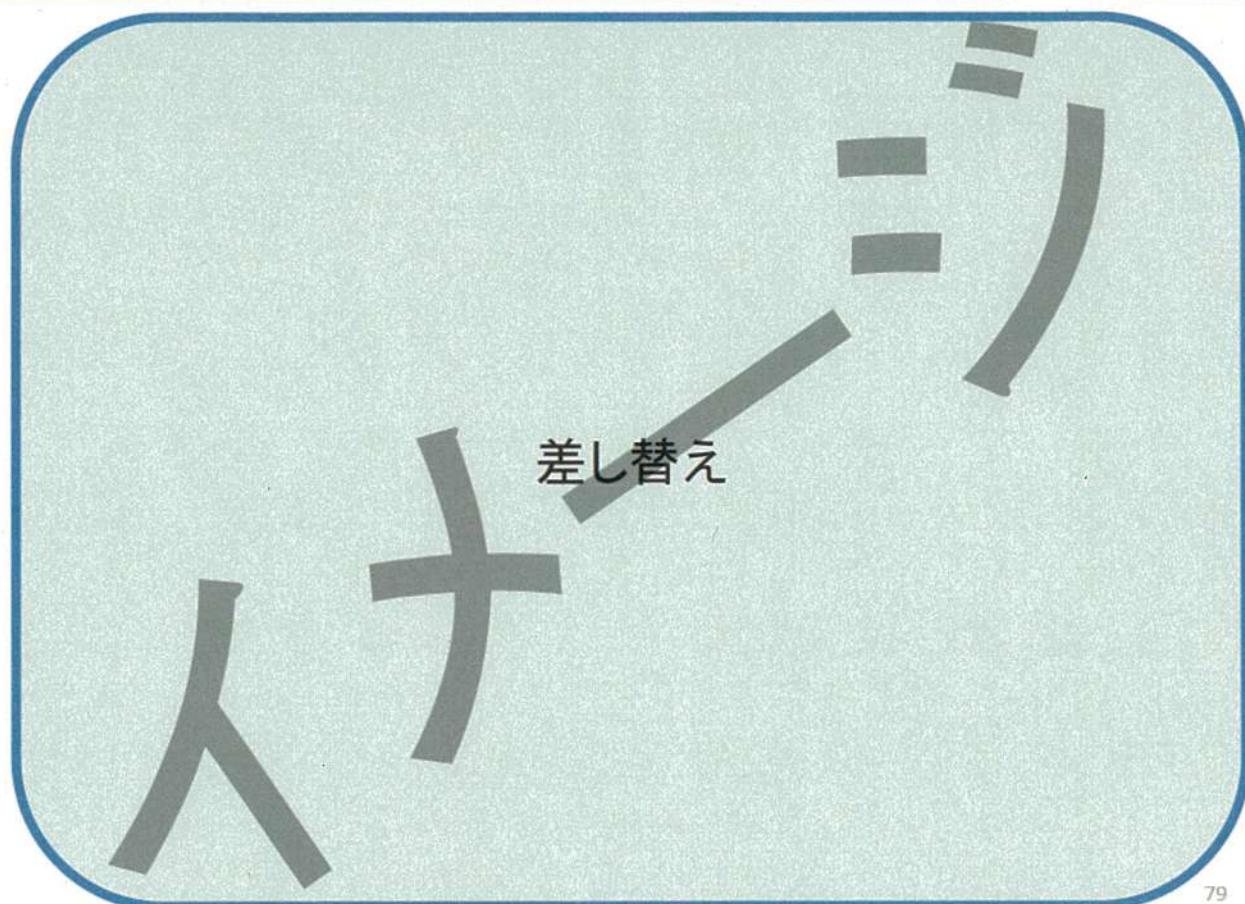


(6-12)

- ▶ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



78



79

## 他の地方公共団体からの応援計画

- ⑥ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

⑦ 災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定  
(平成26年3月25日)

## 【対象】

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県

## 【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあった事項

⑧ 災災時等の相互応援に関する協定（1都9県）  
(平成20年2月6日)

## 【対象】

東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

## 【応援内容】

- ①物資等の提供及びあっせん
- ②応急対策に必要な職員の派遣等
- ③施設又は業務の提供若しくはあっせん
- ④その他特に要請のあった事項

## ⑨ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

## 【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
    - ・救助及び応急復旧等に必要な要員
    - ・避難所の運営支援に必要な要員
    - ・支援物資の管理等に必要な要員
    - ・行政機能の補完に必要な要員
    - ・応急危険度判定士、ケーフーカー、ホラティイの斡旋
  - ②物的支援及び斡旋
    - ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
    - ・救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
    - ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
  - ③施設又は業務の提供及び斡旋
    - ・ハローワーによる情報収集等
    - ・傷病者の受け入れのための医療機関
    - ・被災者を一時収容するための施設
    - ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
    - ・仮設住宅用地
    - ・輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達及び輸送調整に関する支援
- ④前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

⑩ 原子力災害時の相互応援に関する協定  
(平成13年1月31日)

## 【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、鳥取県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

## 【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
  - ・緊急時モニタリング資機材
  - ・原子力防災活動資機材
  - ・緊急時医療資機材
- ②職員の派遣
  - ・緊急時モニタリング関係職員
  - ・緊急時医療関係職員
  - ・その他灾害対策関係職員

(C)2014ZENRIN(GIS-第17号)



80

## 7. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

81

### PAZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制 (7-1)

- 茨城県は、PAZ内の関係市村のほか、消防署や放射線防護施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- 緊急時には、役場職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。



82

- UPZ内の関係市町では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係市町の資機材が不足する場合には、〇〇〇から供給を実施。
- UPZ内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。



- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原電・東電間  
の協定内容を  
追加

### 原子力災害発生における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

#### 【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

#### 【目的】

原子力災害における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、  
原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

#### 【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環 放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去  
に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

資源	サーベイメータ(GM管)	全面マスク	タイヘッキスース	データの確認	(イメージとして他地域のものを記載)
	300台	30,000着			

## 関係市町村における行政備蓄



(7-4)

- 緊急時に備え、関係市町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となつた場合、茨城県が調整を行い、県内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

### 関係町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	関係市町村													
	とうかいむら 東海村	ひたちし 日立市	ひたちなか 市	なかし 那珂市	みとし 水戸市	ひたちおおた 常陸太田市	たかはし 高萩市	かさまし 笠間市	ひたちねおみや 常陸大宮市	ほこたし 鉾田市	いばらきまち 茨城町	あらひまち 大洗町	しらさとまち 城里町	だいごまち 大子町
主食(食)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
副食(食)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
飲料水(リットル)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
毛布・寝袋(枚・組)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
トイレ														
簡易型(台)	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
携帯型(個)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1:主食:乾パン、米、アルファ化米、ケラカー、バランス栄養食、インスタント麺類、その他食料の合計値。副食:缶詰、その他食料の合計値。

※2:上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※3:上記の数量は、HO.O.O時点で関係市町村が把握している数及び平成〇年度購入予定分を含む暫定値。

85

## 茨城県の物資供給等に関する協定締結状況



(7-5)

- 関係市町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、茨城県は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

### 災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	茨城県医薬品卸業組合、イトウ製薬(株)、ヤマダイ(株)、日清食品(株)、茨城県生活協同組合連合会、(株)カスミ、茨城県牛乳協同組合、(一社)茨城県高圧ガス保安協会、(一財)茨城県学校給食会、寺島薬局(株)、(株)北関東リネンサプライ、(株)レンタルのニッケン東関東支店、(株)ジョイフル本田、(株)山新、イオン(株)関東カンパニー、(株)セブン-イレブン・ジャパン、イートリコ関東(株)、(株)カインズ、NPO法人コヨリ災害対策センター、サントリーフーズ(株)、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、茨城県自動販売機関連協議会
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油等	茨城県石油業協同組合
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)茨城県トラック協会、北海道旅客船協会、北海道地区レンタカー協会連合会、全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)ジェイエア、日本内航海運組合総連合会、(株)AIRDO

## PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制



(7-6)

- PAZ内からの避難住民約79,900人の受入れ時には、茨城県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、○○○○に備蓄された物資(生活用品等)を、○○○○の協力を得て、避難先に搬送する。
- 茨城県及び関係市村が備蓄している物資が不足する場合、茨城県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



茨城県の協定による流通備蓄  
・食料品、飲料水、日用品、衣料品  
・その他泊村及び井和町が指定する物資

	協定の種類	内容
茨城県	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等

### PAZ住民避難先

避難元市村名	避難先施設名	避難受入人数
東海村	○○○	○○○人
日立市	○○○	○○○人
ひたちなか市	○○○	○○○人
那珂市	○○○	○○○人
合計		○○○人

87

## 物資集積拠点地域・一時集結拠点



(7-7)

要調整

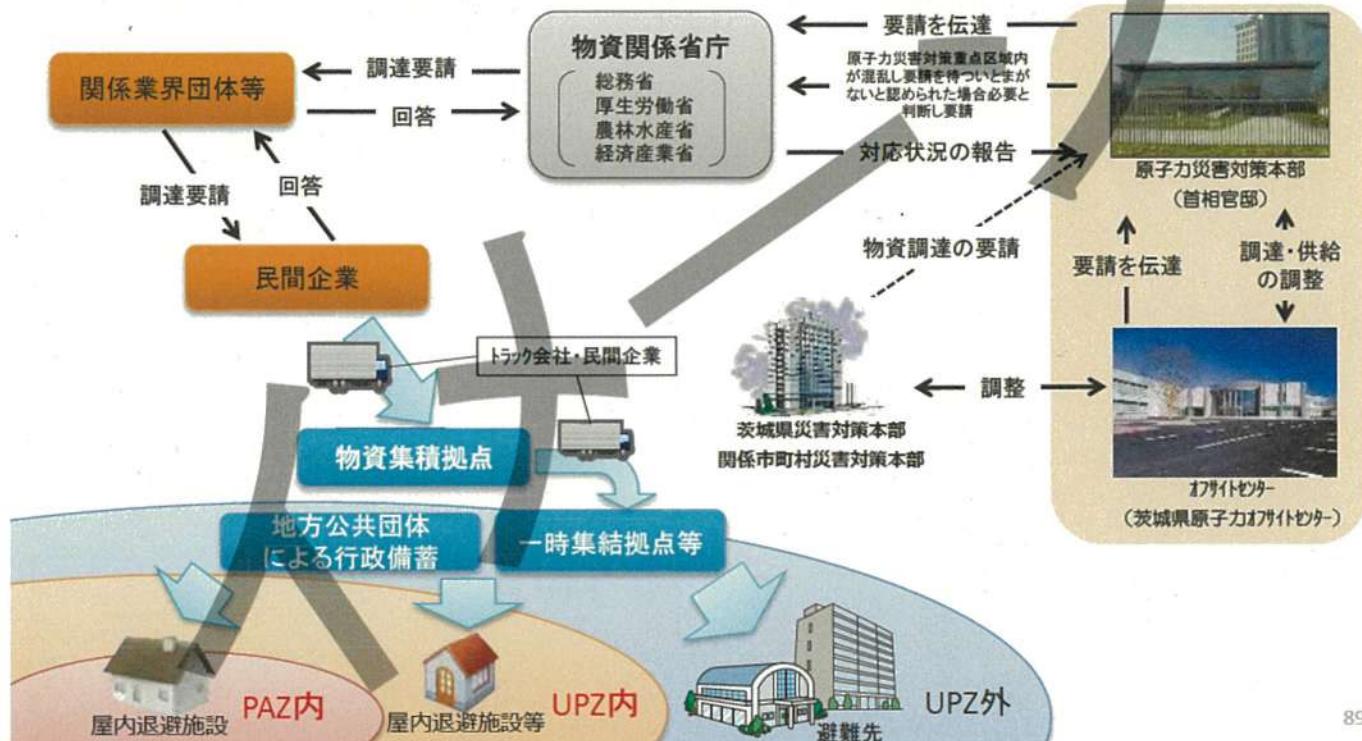


### 物流専門家の派遣

- 協定事業者から道災害対策本部や物資集積拠点に派遣
- 物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導

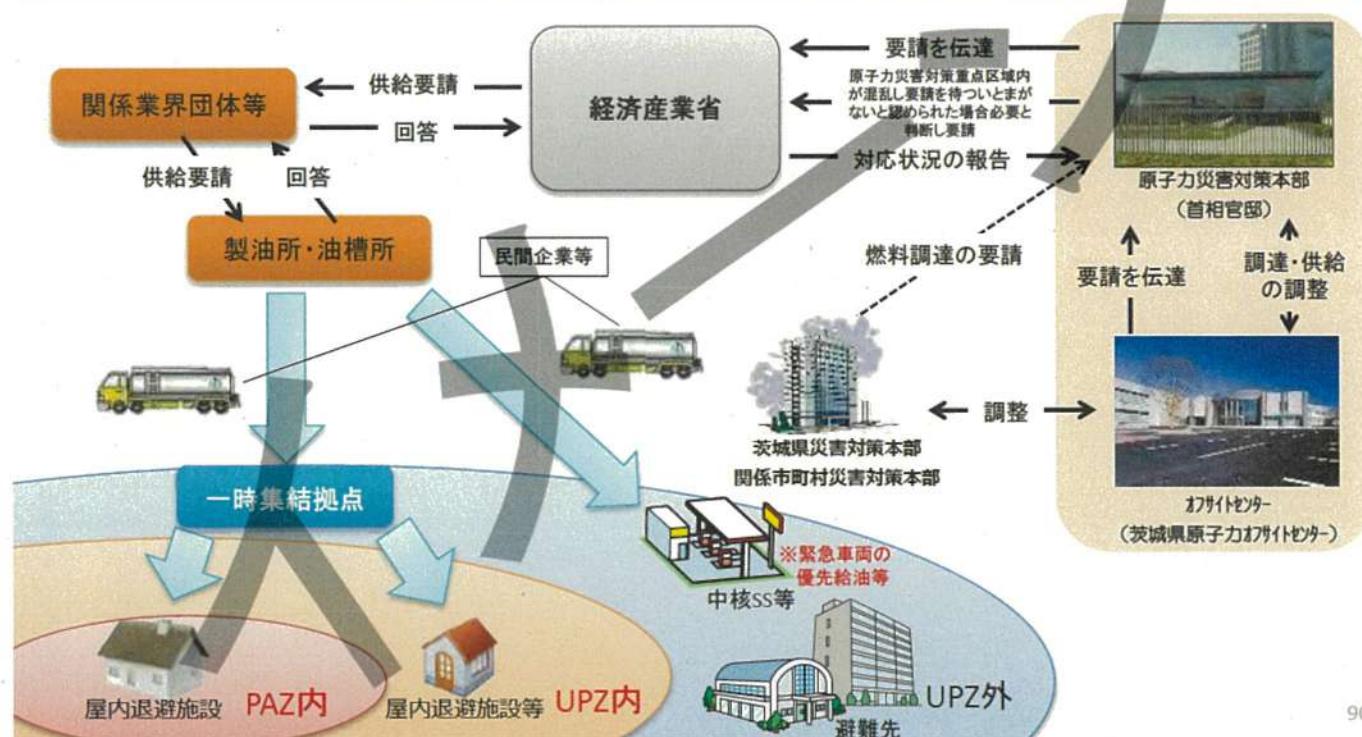
88

- 茨城県及び関係市町村が備蓄している物資が不足する場合、茨城県及び関係市町村から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



89

- 茨城県及び関係市町村が備蓄している燃料が不足する場合、茨城県及び関係市町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



90

## 主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- ▶ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

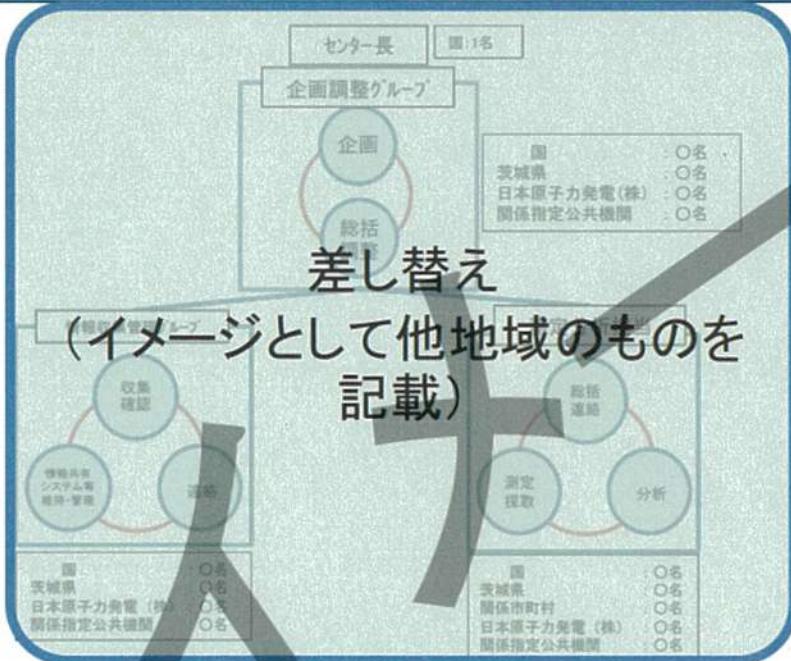
※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.O.Oの体制に基づき実施。

91

## 8. 緊急時モニタリングの実施 制

## 緊急時モニタリングセンターの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを、環境放射線監視センターに測定分析担当の要員を配置し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- 東海・大洗原子力規制事務所に上席放射線防災専門官1名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



### 企画調整グループ<sup>\*</sup>

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

### 情報収集管理グループ<sup>\*</sup>

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

### 測定分析担当

現地における測定、環境試料の採取及び分析を行う。

- ※ 要員数は交代要員を含む
- ※ 国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む
- ※ 茨城県及び原子力事業所の要員数は、茨城県のモニタリング計画等に基づく

93

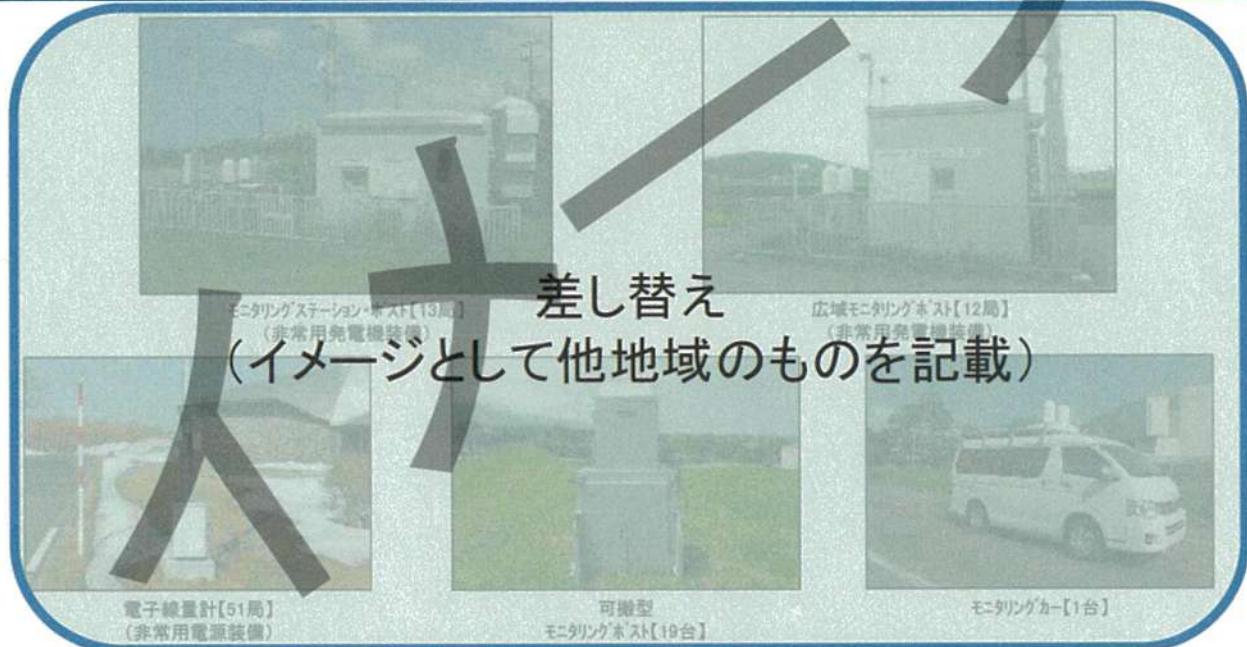
## 東海第二地域の空間放射線量率のモニタリング体制

- 東海第二発電所周辺の14市町村に、緊急時モニタリング地点105地点を設定し、防護措置の実施判断に係る測定を実施。
- 発電所敷地内及びPAZ内では、○局の測定局で連続測定を実施。



94

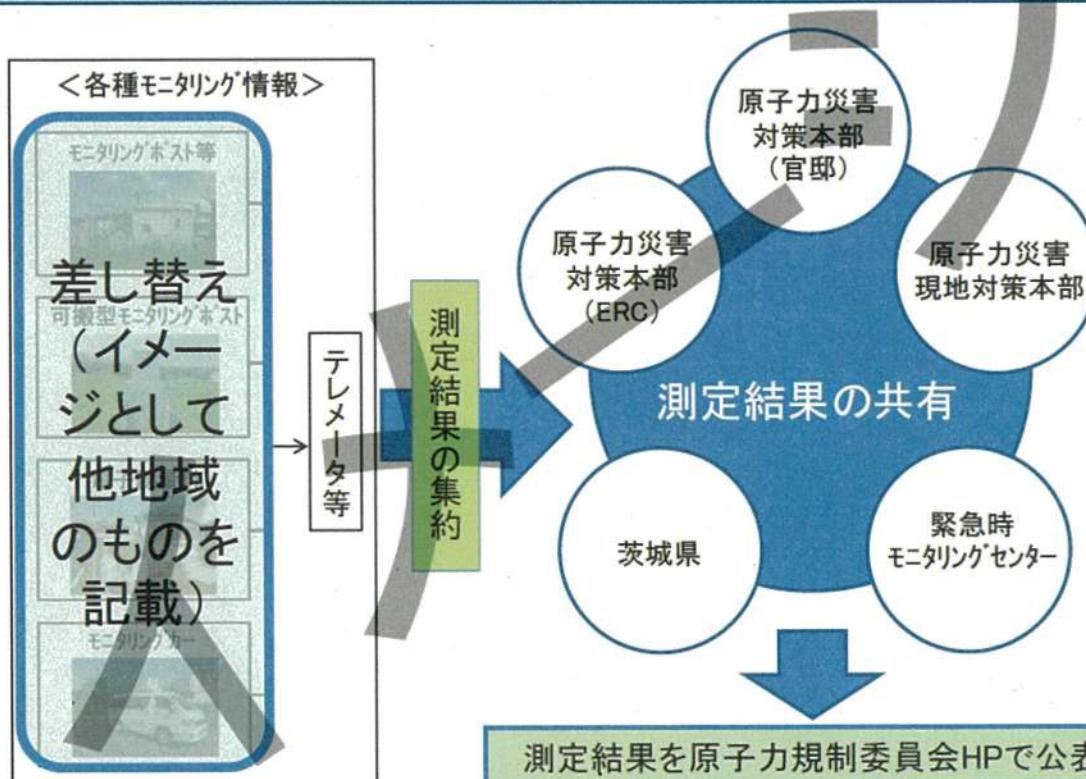
- モニタリングステーション、モニタリングホスト、簡易型電子線量計
- ・モニタリングステーション及びモニタリングホスト〇局(茨城県(モニタリングステーション51局、簡易型電子線量計46局)、原子力事業所3局、日本原子力発電(株)〇局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
- ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングホスト6台を備備
- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー2台を配備



95

## 緊急時モニタリング 結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



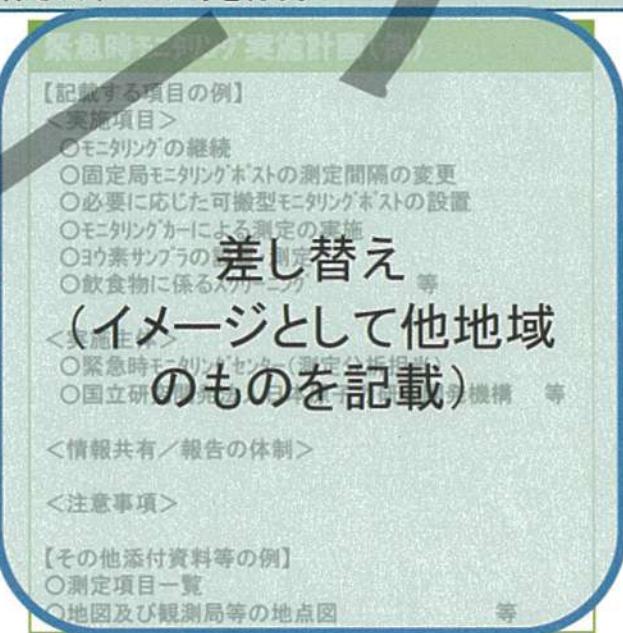
96

## 緊急時モニタリング実施計画



(8-5)

- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、茨城県が策定している「茨城県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、隨時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定、飲食物に係るスクリーニング等を行う。



97

## 緊急時モニタリングに係る動員計画



(8-6)

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

### <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関とし、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

- 動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、
- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
  - 上述の情報の更新の方法
  - 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

### 関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。茨城県・日本原子力発電(株)を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	〇台	〇台
原子力事業者	〇台	〇台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

98

- ▶ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、設置されることが必要であり、茨城県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて電源・通信の多重化対策をするとともに、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



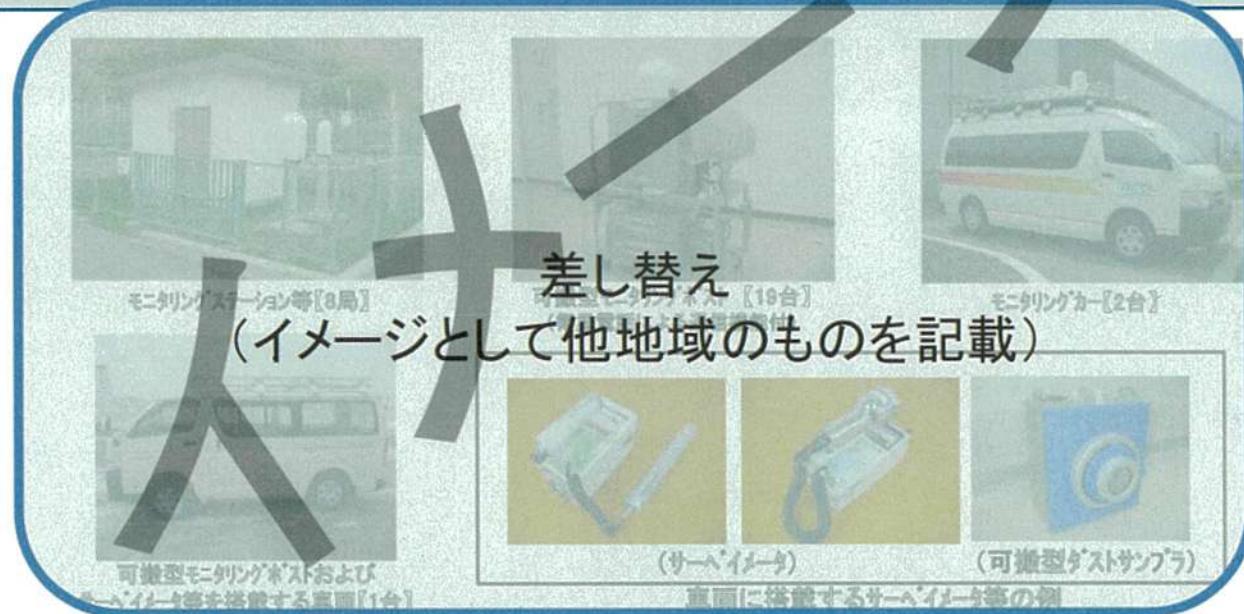
図 東海第二地域における緊急時モニタリング体制の一時移転等の実施単位

99

## 日本原子力発電（株）による緊急時モニタリング

日本原子力発電（株）は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

- ▶ モニタリングステーション及びモニタリングポスト
  - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト（計〇局）で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
  - ・モニタリングステーション（〇台）で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度測定用の試料を採取
    - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備（〇台）
- ▶ 可搬型モニタリングポスト
  - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポスト（〇台）を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む〇箇所の放射線量を測定
- ▶ さらに、モニタリングカー（〇台）、可搬型モニタリングポスト及びサーベイメータ等を搭載する車両（〇台）を配備
  - また、日本原子力発電（株）は、茨城県地域防災計画に基づき茨城県へモニタリングカー（〇台）、可搬型モニタリングポスト（〇台）等の貸与等を行う。



車両に搭載するサーベイメータ等の例

100

## 9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

101

### PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布



(9-1)

- 茨城県及び東海村、日立市、那珂市では、安定ヨウ素剤及び乳幼児向けのパーカー状安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、事前配布を実施。平成29年〇月〇日現在、〇人に事前配布しております、ひたちなか市は、市単独で事前配布を実施。
- ひたちなか市は、市単独で事前配布を実施。



市村	対象住民数	配布者数
東海村	〇人	〇人
日立市	〇人	〇人
ひたちなか市	〇人	〇人
那珂市	〇人	〇人
合計	〇人	〇人

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞  
医師、県及び関係市村職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布

差し替え

102

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、茨城県は計〇箇所の施設に合計約〇丸の丸剤と約〇gの粉末剤及び乳幼児向けのセリー状安定ヨウ素剤約〇包を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合には、〇〇〇〇(調整中)



103

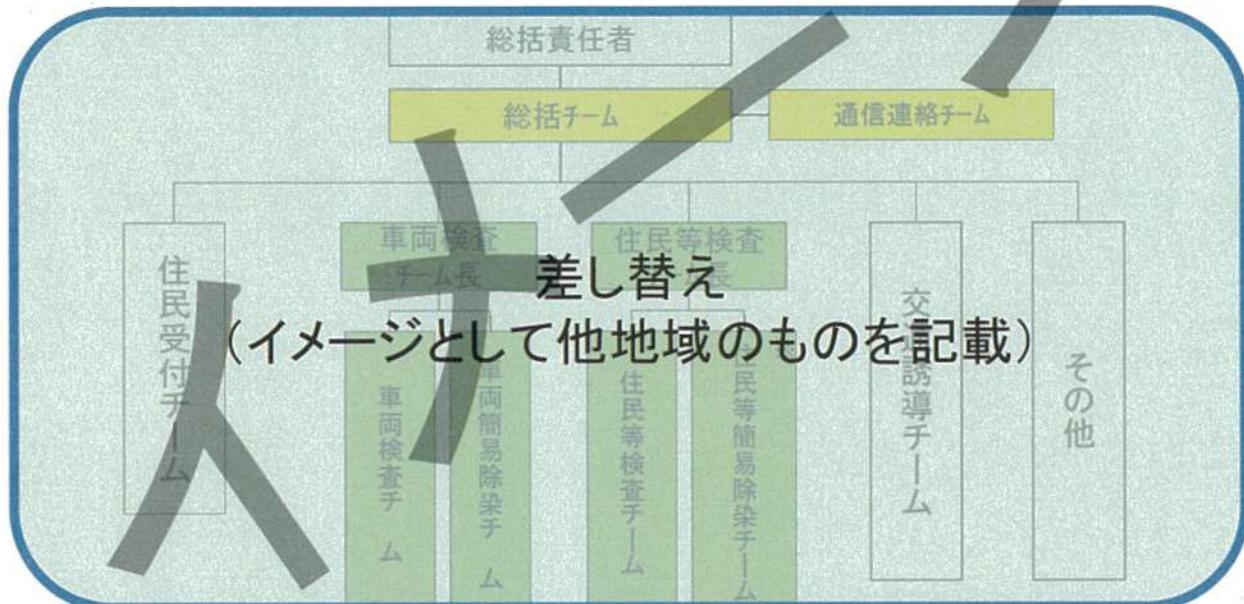
## 避難退城時検査場所の候補地の設定

- 茨城県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町村と各避難退城時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



- 避難退域時検査場所は、茨城県及び原子力事業者が国、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、〇人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び茨城県からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

### 東海第二地域の避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



105

# 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支も実施。また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力緊急時支援・研修センター（茨城）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力緊急時支援・研修センター（福井支那）

© 2012 NEDO-RC-0104

※平成23年東日本大震災における  
国立研究開発法人日本原子力研究開  
発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築

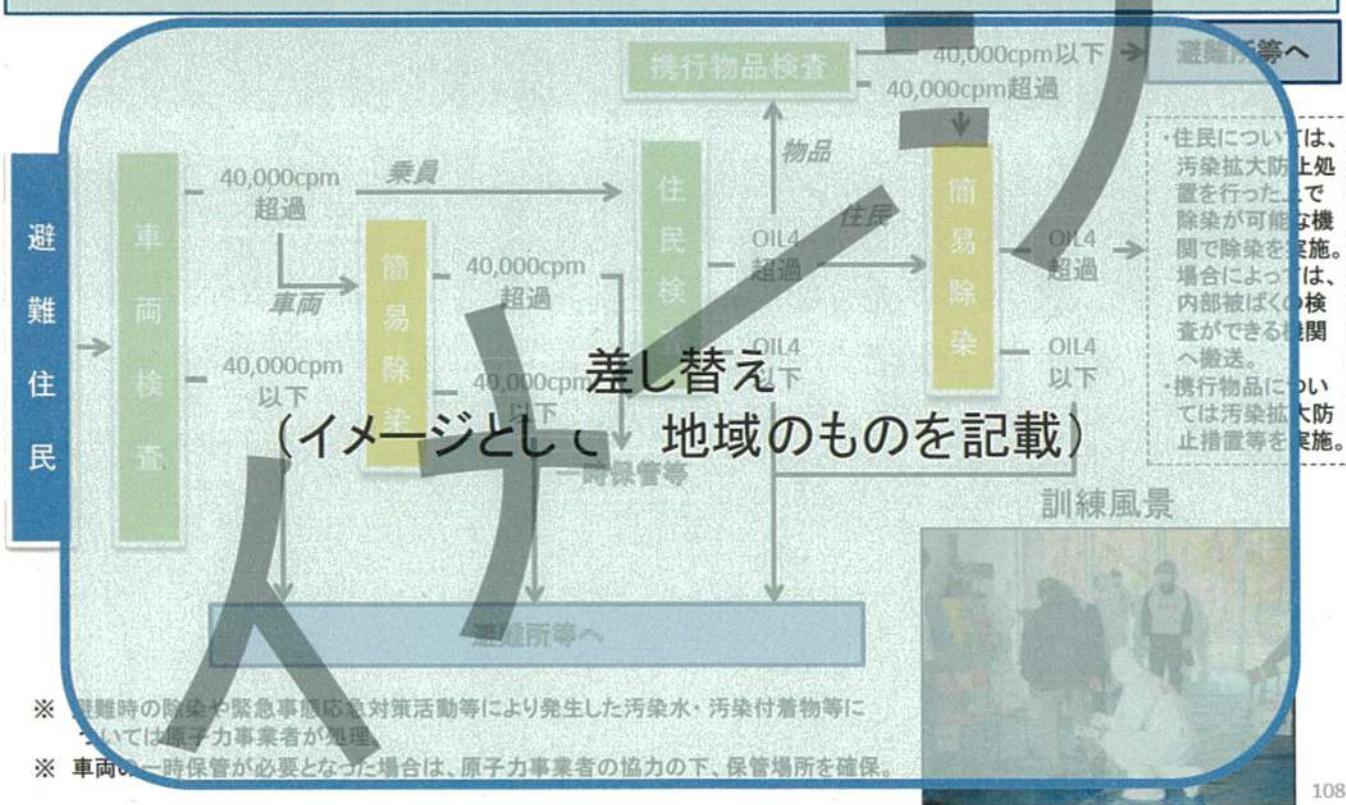


緊急時モニタリング

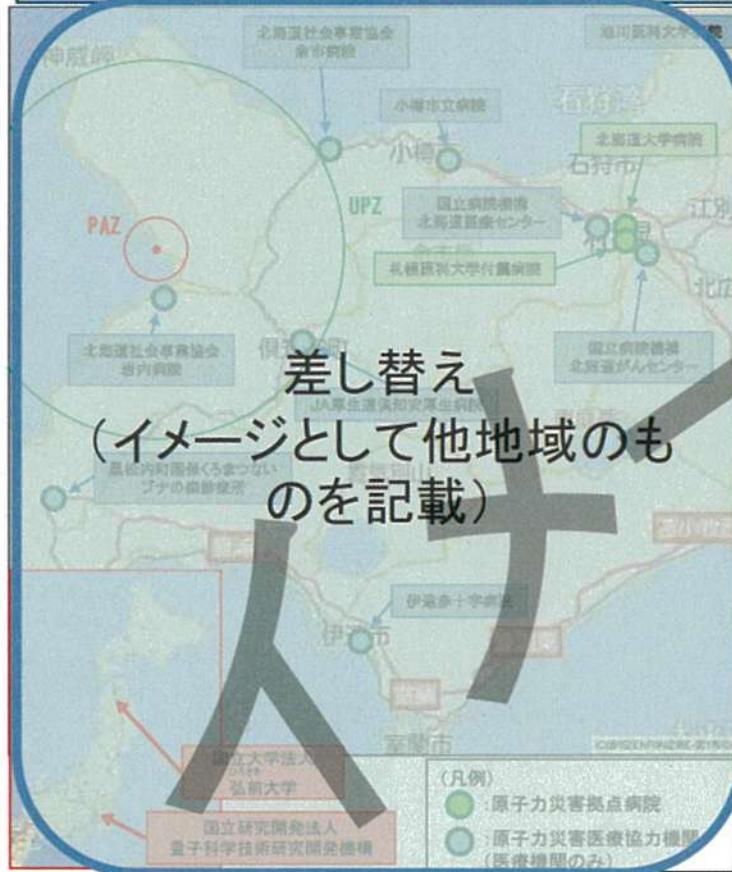
107

## 避難退域時検査場所における活動基本フロー

- ▶ 避難退域時検査は、茨城県、原子力事業者、関係機関等の要員により実行される。  
▶ 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



- 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター及び  
原子力災害医療・総合支援センター** ※国が指定  
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、公立大学  
法人福島県立医科大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行なうほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。たゞ、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

### 支 援

#### 原子力災害拠点病院

※県が指定  
【3医療機関(独立行政法人国立病院機構水戸医療センター、筑波  
大学附属病院、茨城県立中央病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

### 協 力

#### 原子力災害医療協力機関

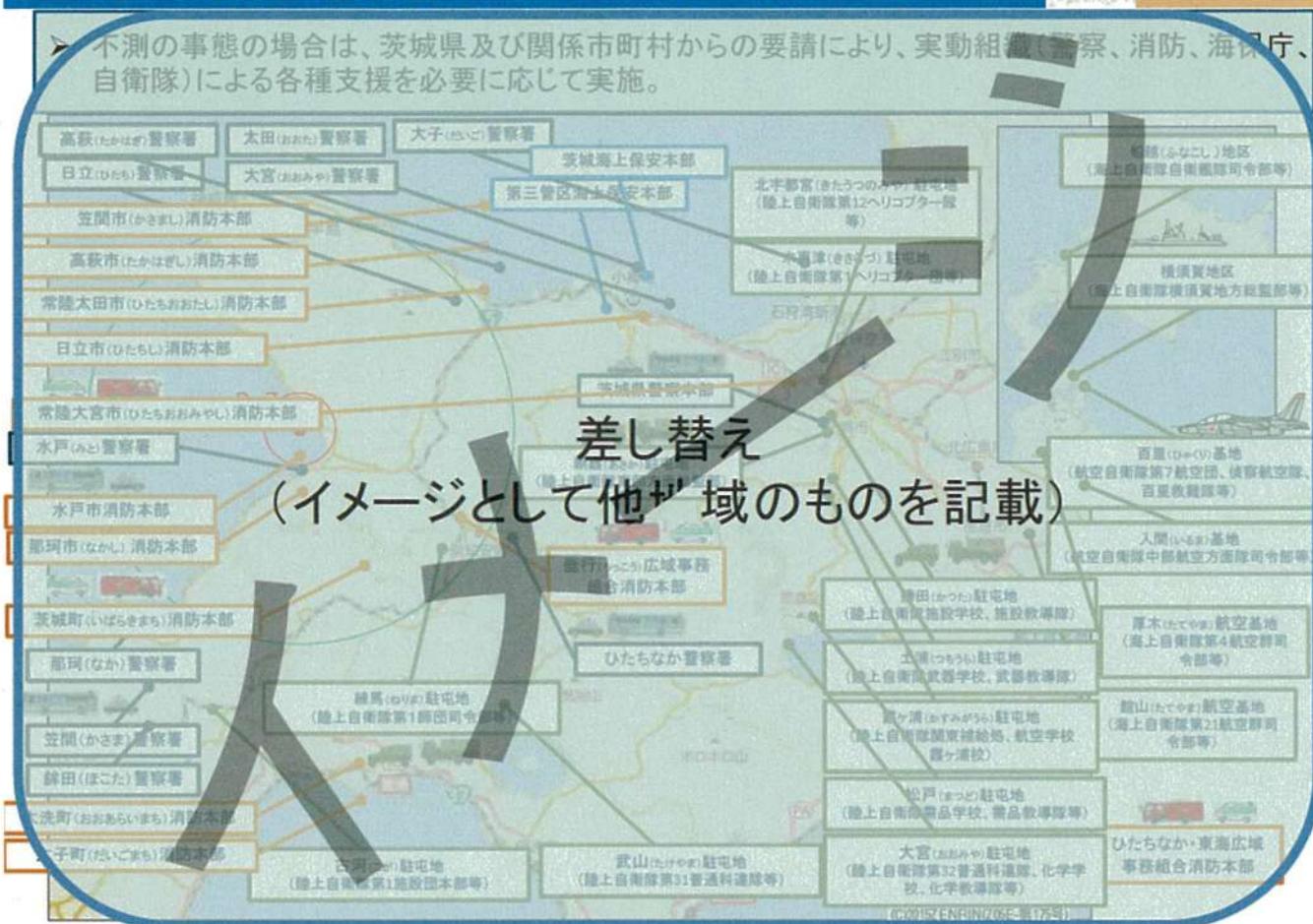
※県に登録  
【○医療機関・○団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子  
力災害対策等を支援する。

109

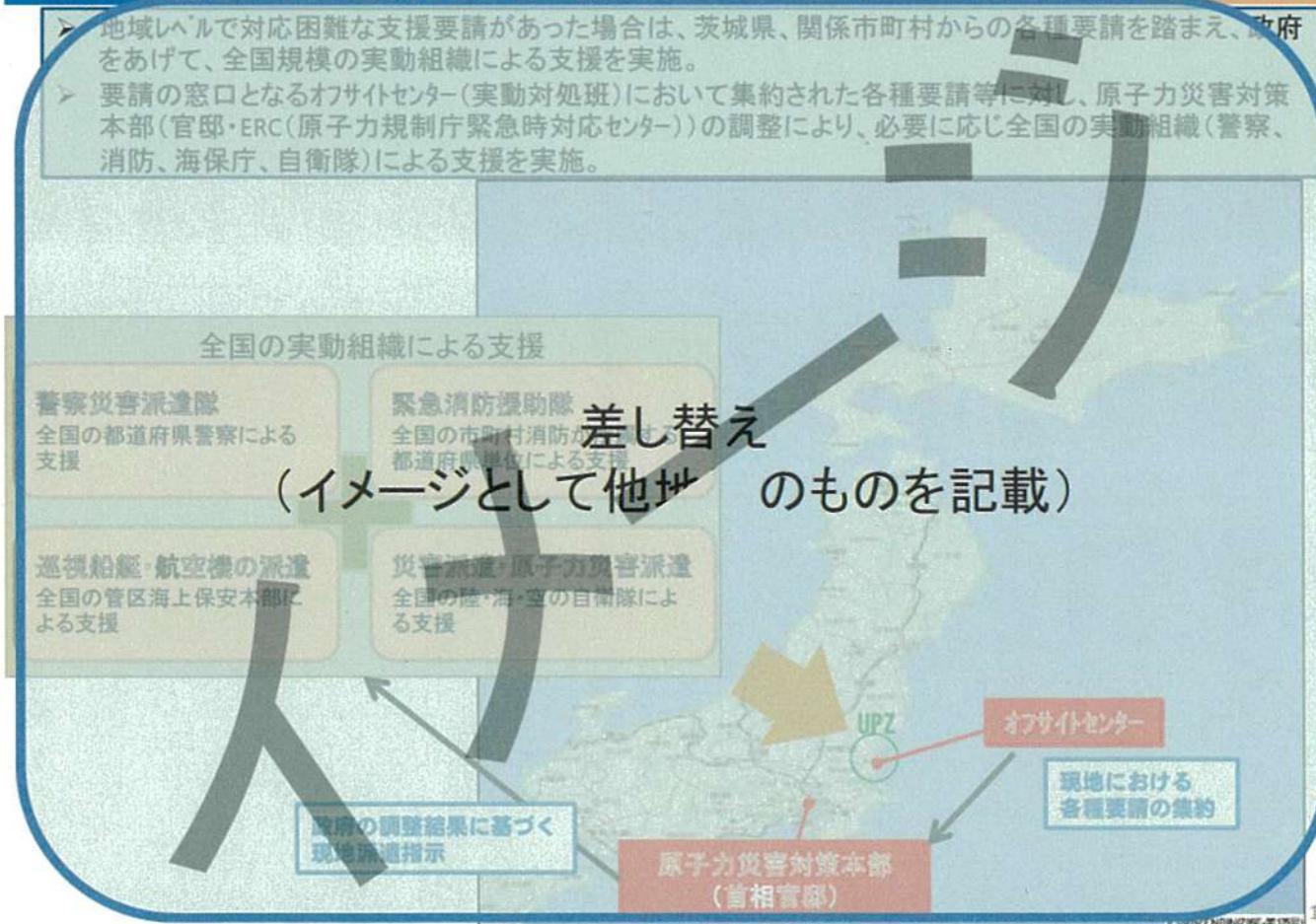
## 10. 実動組織の支援体制





111

## 実動組織の広域支援体制



112

## 施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

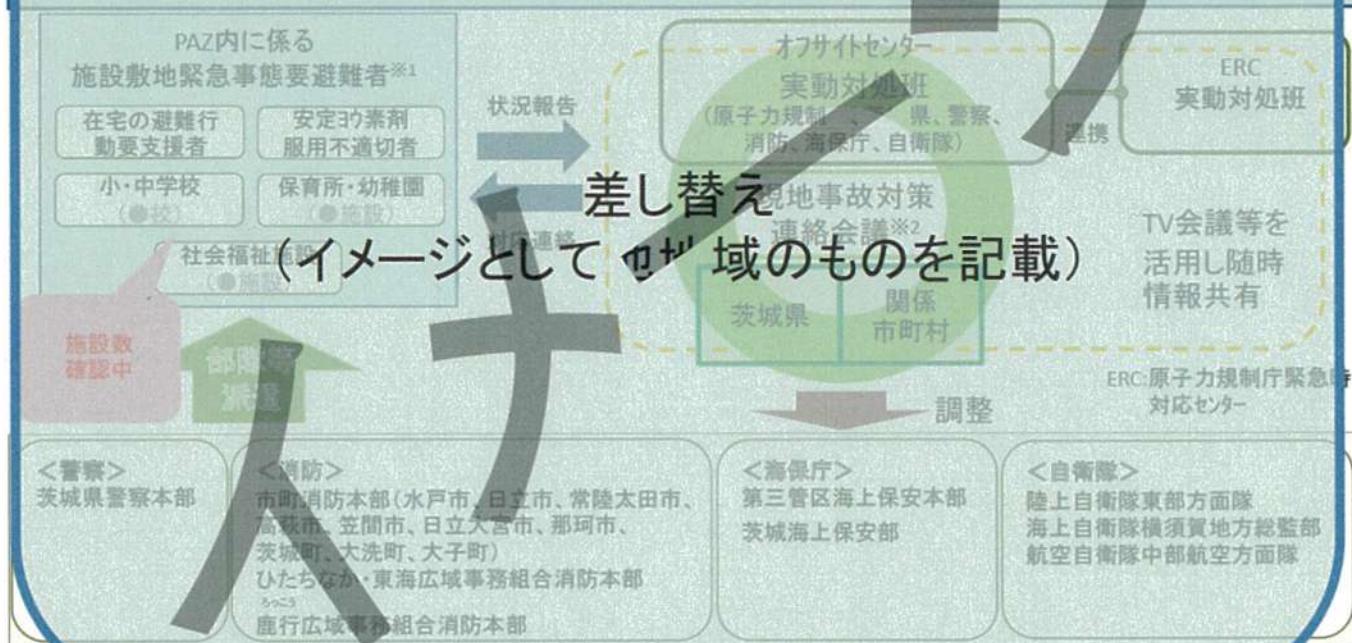


(10-3)

- 施設敷地緊急事態の時点でPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、茨城県又は関係市町村で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員募集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施

→ 不測の事態における茨城県、関係市町村からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



113

## 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応



(10-4)

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、茨城県及び関係市町村からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



114

# 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

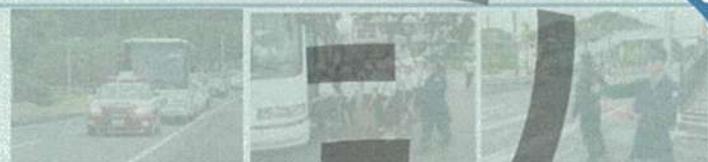
(10-5)

▶ 茨城県と関係市町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域化

要調整

## 県組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



## 消防組織

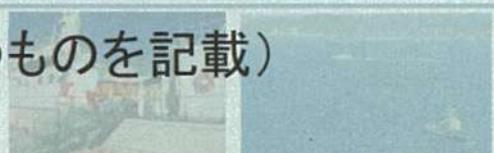
- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



## 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

差し替え  
(イメージとして、地域のものを記載)



## 防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退却時検査及び簡易除染
- 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

